

## 木材保存剤及び保存処理木材等の性能受託試験規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本木材保存協会（以下「本会」という。）が行う木材保存剤及び保存処理木材等に係る性能試験の受託に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(試験依頼の申請)

第2条 木材保存剤及び保存処理木材等の供給を行うことを業とする者で、この規程による試験依頼をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式1）に試験依頼をしようとする製品の試験に供する試料（以下「試験試料」という。）及び当該製品に関する説明書を添付して、本会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 試験依頼の内容

(試験方法の決定)

第3条 会長は、前条による試験依頼の申請があった場合においては、企画運営委員会委員の意見を聴き、性能試験方法を決定する。

(受託試験の実施)

第4条 会長は、性能に関する受託試験を実施するため、性能試験の実施機関（以下「試験機関」という。）に対し、試験試料に、前条による試験方法を記載した書類を添えて、試験の依頼を行うものとする。

(性能試験の結果の報告)

第5条 会長は、前条による性能試験が実施された場合には、試験機関から、当該性能試験の結果の報告を受けるものとする。

(性能受託試験結果報告書の通知)

第6条 会長は、前条による性能試験の結果の報告を受けた場合には、性能受託試験結果報告書（別記様式2）に当該試験結果を添付して試験依頼の申請者に通知するものとする。

(試験機関)

第7条 会長は、性能受託試験を実施するため、企画運営委員会委員の意見を聴いて、性能試験の実施機関を指定するものとする。

(受託試験費)

第8条 試験依頼をしようとする者は、申請書に本会が別に定める手数料規程による受託試験費を添えて、本会に納付しなければならない。

(試験依頼の申請者の責務)

第9条 試験依頼の申請者は、第6条により通知を受けた性能受託試験結果報告書を、第3者に示し認定との誤解を懐かせる等、本試験の趣旨を逸脱して使用してはならない。

(附 則)

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

この規程の改正については、平成14年1月31日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別記様式1)

## 性能試験依頼申請書

公益社団法人 日本木材保存協会

会長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称及び  
代表者の氏名

印

(事務上の連絡先)

住所又は所在地  
電話・担当者

貴会の木材保存剤及び保存処理木材等の性能受託試験規程により、下記のとおり試験試料を添えて性能試験を依頼します。

記

品 目 (用途)

試験対象物名

試験対象物の成分

試験項目

試験方法

その他参考となる事項

(別記様式2)

## 性能受託試験結果報告書

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称  
及び代表者の氏名 殿

本会の木材保存剤及び保存処理木材等の性能受託試験規程により、下記のとおり性能試験の結果を添えて報告致します。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本木材保存協会  
会長

印

記

品 目 (用途)

試験対象物名

試験対象物の成分

試験項目

試験方法

試験機関

試験結果 別添のとおり

本報告書は、公益社団法人日本木材保存協会が受託した試験の結果を報告するものであり、試験対象物の性能が認定されたことを示すものではない。

なお、この試験結果を公表する場合は、この試験結果報告書の全文を掲げ、抄録または他の事項を添記してはならない。